

平成 28 年第 2 回

天山地区共同環境組合議会
定例会会議録

平成 28 年 10 月 27 日

天山地区共同環境組合議会

平成 28 年第 2 回天山地区共同環境組合議会定例会会議録 目次

定例会会期日程	1
定例会付議事件及び議決結果表	2
10 月 27 日（木）	
出席議員	3
欠席議員	3
本会議に出席した事務局職員	3
地方自治法第 121 条により出席した者	3
議事日程	4
開 会	5
日程第 1 会期及び議事日程の決定	5
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について （天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係 る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例）	5
報 告	6
報告に対する質疑	6
日程第 4 議案第 8 号 平成 27 年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入 歳出決算認定について	8
提案理由説明	8
議案に対する質疑	11
討 論	11
採 決	11
日程第 5 議案第 9 号 平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正 予算（第 3 号）	11
提案理由説明	12
議案に対する質疑	13
討 論	15
採 決	15
議決事件の字句及び数字等の整理	15
閉 会	15

平成28年 第2回天山地区共同環境組合議会定例会 会期日程

会 期 平成28年10月27日 1日間

日 程

日次	月 日	曜日	会議時刻	議 事 内 容
第1日	10月27日	木	午前10時00分	開会 会期及び議事日程の決定 会議録署名議員の指名 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 討論 採決 閉会

平成 28 年第 2 回定例会付議事件

○ 管理者提出議案 (10 月 27 日提出)

報告第 1 号 専決処分の報告について

(天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例)

議案第 8 号 平成 27 年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 9 号 平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 28 年第 2 回定例会議決結果表

議案番号	議案名	議決月日	議決結果
報告第 1 号	専決処分の報告について (天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例)	—	—
議案第 8 号	平成27年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算認定について	10月27日	認定
議案第 9 号	平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第3号)	10月27日	原案可決

平成 28 年 10 月 27 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開会

出席議員

1 番	野 北 悟	2 番	野 口 義 光
3 番	上 瀧 政 登	4 番	古 賀 敬 介
5 番	渕 上 哲 也	7 番	北 島 文 孝
8 番	中 島 正 之		

欠席議員

6 番 樋 渡 邦 美

本会議に出席した事務局職員

事務局係長	福 元 光 弘
事務局係員	友 田 慎 二
事務局係員	高 木 栄 太

地方自治法第 121 条により出席した者

管 理 者	横 尾 俊 彦
副 管 理 者	江 里 口 秀 次
会 計 管 理 者	吉 田 弥 生
事 務 局 長	小 池 孝 司

平成28年 第2回天山地区共同環境組合議会定例会 議事日程

会 期 平成28年10月27日 (木曜日) 1日間

午前10時00分 開会

多久市役所 2階 第3委員会室

議事日程

日程番号	議案番号	議 事 内 容
		開会
日程第 1		会期及び議事日程の決定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3	報告第 1 号	専決処分の報告について (天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例)
日程第 4	議案第 8 号	平成27年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 9 号	平成28年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算 (第3号)
		閉会

午前 10 時 00 分 開会

○議長（中島正之君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 7 名です。定足数に達しておりますので、平成 28 年第 2 回天山地区共同環境組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

<会期及び議事日程の決定>

日程第 1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会における会期は、本日 10 月 27 日の 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 10 月 27 日の 1 日間と決定いたしました。

会期中の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございますので、御了承いただきたいと思います。

<会議録署名議員の指名>

○議長（中島正之君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 70 条の規定により、議長において、議席 7 番 北島 議員、議席 1 番 野北 議員を指名いたします。

<議案上程> 報告第 1 号

○議長（中島正之君）

日程第 3、報告第 1 号「専決処分の報告について（天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（中島正之君）

ただいま議題といたしました専決処分の報告について、説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

おはようございます。

本日ここに、平成 28 年第 2 回天山地区共同環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集賜り誠にありがとうございます。

それでは、これより提案いたしております議案の提案理由説明をいたします。

報告第 1 号の専決処分の報告につきましては、天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告であります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、管理者において専決処分することができる事項として、既設条例の主旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正することが指定されており、上記規定により専決処分を行った場合は議会に報告することになっておりますので、この報告を行うものであります。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中島正之君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

おはようございます。報告第 1 号の専決処分の報告につきましては、4 月の臨時会において承認をいただきました、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者を総合評価一般競争入札により公平かつ適正に選定するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、管理者の附属機関として事業者選定審査委員会を設置するために制定いたしました「天山地区共同環境組合エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営に係る事業者選定審査委員会設置条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので報告するものです。

改正の内容といたしましては、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定により、総合評価一般競争入札は、価格その他の条件が当該普通公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした最優秀提案者を落札者とすることができるとなっており、それに伴いまして、第 2 条中「優先交渉権者の特定」を「最優秀提案者の選定」に改めたものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中島正之君）

説明が終了いたしました。この件に関しまして何か質疑等はありませんか。

1 番（野北悟議員）。

○1 番（野北悟君）

字句が修正されたことにより扱いも若干変わると思われるが、仮に、事業者が決まった後に、色々と事情がありこの事業者と契約しないとなった場合はどのような扱いになるのか。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

事業者選定審査委員会で最優秀提案者の選定を行いますので、その事業者と契約が出来ないということになりますと、再度、選定作業が必要になってくるのかなと思われま

○議長（中島正之君）

1 番（野北悟議員）。

○1 番（野北悟君）

改正前の場合とは違う手続きになるということでもいいのですか。たぶん、優先交渉権者の場合は、一位、二位とあって、一位との交渉がうまくいかなかった場合は二位との交渉になると思いますが、今回の改正によって、そこが変わるということですか。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

今、言われましたように改正前につきましては、優先交渉権者の順位付けをいたしまして、一位と協議をした結果、交渉が不調となった場合は、次順位者と交渉を行うという流れになるかと思

○議長（中島正之君）

1 番（野北悟議員）。

○1 番（野北悟君）

それは改正前の分ですか。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

はい。

○議長（中島正之君）

ほかに質疑等ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

それでは、報告第1号については、これをもって報告済みといたします。

<議案上程> 議案第8号

○議長（中島正之君）

日程第4、議案第8号「平成27年度天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算認定について」を、議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

続きまして、議案第8号の「平成27年度天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、平成27年度の決算を調整して監査委員の審査に付しましたところ、別添の審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条の第3項の規定により、組合議会の認定をお願いするものでございます。

歳入につきましては、予算規模9,936万5,000円に対しまして、調定額が9,936万8,525円、収入済額も同額となっております。

歳出につきましては、予算規模が9,936万5,000円に対しまして、支出済額が9,710万6,849円で、予算規模に対する執行率につきましては、97.7%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引残額は、226万1,676円で、全額を翌年度へ繰り越すことといたしております。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（中島正之君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

議案第8号の「平成27年度天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算認定について」の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページをご覧ください。

平成27年度天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算書でございます。詳細につきましては

ては、5 ページ以降の事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

まず歳入でございます。

歳入合計でございますが、予算現額が 9,936 万 5,000 円、調定額と収入済額がともに 9,936 万 8,525 円、不納欠損額、収入未済額は、ともに 0 円、したがって、予算現額と収入未済額との比較は、マイナス 3,525 円となっております。

続いて、歳出でございます。

歳出合計につきましては、予算現額が 9,936 万 5,000 円、支出済額が 9,710 万 6,849 円、翌年度繰越額が 0 円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに 225 万 8,151 円となりまして、歳入歳出差引残額の 226 万 1,676 円を平成 28 年度に繰越すことにいたしました。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を説明させていただきます。

始めに歳入でございます。6 ページ、7 ページをご覧ください。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金でございますが、予算現額 7,876 万 2,000 円に対し、調定額及び収入済額はともに 7,876 万 2,000 円でございます。内訳としましては、構成市からの負担金収入でございます。

次に、3 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、1 目 国庫補助金でございますが、予算現額 1,635 万 6,000 円に対し、調定額及び収入済額はともに 1,635 万 6,000 円でございます。これは、国の循環型社会形成推進交付金で、平成 27 年度については、ごみ処理施設整備事業に必要な、ごみ処理施設基本計画策定等業務、生活環境影響評価調査業務、用地測量業務、地質調査業務の交付対象事業費の 3 分の 1 が交付されたものでありますが、年度間の調整を可能としている交付金でありますので、平成 27 年度につきましては、入札減等により平成 28 年度執行予定事業分の交付金も含めて、受け入れをしているため、平成 28 年度に年度間調整を行うようにしております。

次に、4 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 利子及び配当金でございますが、予算現額 1 万円に対し、調定額及び収入済額はともに 0 円でございます。

次に、6 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 前年度繰越金でございますが、予算現額 423 万 6,000 円に対し、調定額及び収入済額はともに 423 万 6,491 円でございます。

次に、7 款 諸収入、1 項 預金利子、1 目 預金利子でございますが、予算現額 1,000 円に対し、調定額及び収入済額はともに 7,044 円でございます。2 項 雑入、1 目 雑入でございますが、予算現額 0 円に対し、調定額及び収入済額はともに 6,990 円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをご覧ください。

1 款 議会費でございますが、予算現額 36 万 1,000 円に対し、支出済額が 23 万 7,640 円となっており、不用額は 12 万 3,360 円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様への報酬のほか、昨年 7 月の長崎県の長与・時津環境施設組合と 11 月の北松北部環境組合への視察に要した費用弁償等でございます。

次に、2 款 総務費でございますが、予算現額 6,543 万 6,000 円に対し、支出済額が 6,360

万 2,249 円となっており、不用額は 183 万 3,751 円でございます。

主な内容でございますが、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、3 節 職員手当等で支出済額 86 万 8,294 円は、職員の時間外勤務手当でございます。

8 節 報償費で支出済額 12 万 2,400 円は、施設整備検討委員会委員の 7 名に対する謝金でございます。

9 節 旅費で支出済額 22 万 3,620 円は、職員の議員視察同行時の旅費と昨年 8 月に組合職員と構成市職員で鹿児島県のあいら清掃センター、志布志市、大崎町、伊佐北始良環境施設組合への視察に要した費用でございます。

19 節 負担金補助及び交付金で支出済額 2,823 万 3,661 円は、派遣職員である組合職員の人件費返戻金として多久市へ 1,429 万 2,321 円、小城市へ 1,392 万 1,240 円を負担金として支出した費用でございます。

続きまして、10 ページ、11 ページをご覧ください。

25 節 積立金で支出済額 3,047 万 4,000 円は、平成 28 年度以降の財源とするため財政調整基金に積立てを行ったものであります。

次に、3 款 事業費でございますが、予算現額 3,326 万 8,000 円に対し、支出済額が 3,326 万 6,960 円となっており、不用額は 1,040 円でございます。

主な内容でございますが、1 項 事業費、1 目 建設事業費、13 節 委託料についてですが、右端の備考欄に記載している順にご説明いたします。

まず、施設規模・処理方式・炉数・運営方式等についての検討を行うための基本計画策定等業務委託料といたしまして、1,244 万 1,000 円となっております。

次に、ごみ処理施設建設事業の実施にあたり、周辺環境の現状を把握するとともに、予め環境に及ぼす影響の内容及びその程度について予測、環境の分析を行うための現況把握調査等の生活環境影響評価調査業務委託料といたしまして、1,004 万 4,000 円となっており、今年度までの業務となっております。

次に、計画地の地形を把握し、設計資料としての基礎データを得るための用地測量業務といたしまして、381 万 4,560 円となっております。

次に、計画地の地質構造を把握し、設計資料として地盤の支持力等の基礎データを得るために 9 ヶ所のボーリング調査を実施した、地質調査業務といたしまして、400 万 1,400 円となっております。

最後に、現在行っております解体工事に伴います、旧ゆうらく施設（屋外プール等）解体工事設計業務といたしまして、296 万 6,000 円となっております。

そして、5 款 予備費でございますが、充当はございませんでしたので、予算現額 30 万円に対し、支出済額が 0 円となっており、不用額は 30 万円でございます。

続きまして、12 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額 9,936 万 9,000 円、2 歳出総額 9,710 万 7,000 円のため、3 歳入歳出差引額 226 万 2,000 円、4 翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、5 実質収支額は、226 万 2,000 円となり、6 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、0 円でございます。

次に 14 ページ、財産に関する調書でございますが、1 基金として、財政調整基金で決算年度末現在高が 3,047 万 4,000 円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（中島正之君）

説明が終了いたしました。審議に入る前に、監査委員より決算審査について報告を求めたいと思います。監査委員、北島文孝君。

○監査委員（北島文孝君）

それでは、私の方から平成 27 年度 天山地区共同環境組合一般会計歳入歳出決算報告をいたします。審査は、8 月 24 日に柴田監査委員と、歳入歳出決算書及び関係書類等を慎重に審査し、必要に応じて関係者の説明を聴取して、審査を行いました。

その結果、計数は証書類と符合し誤りはないと認められました。なお、予算の執行状況につきましても、適正なものと認められました。以上、決算審査の報告といたします。

○議長（中島正之君）

決算審査の監査委員からの報告が終了いたしました。

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより採決を行います。議案第 8 号を採決いたします。

議案第 8 号を認定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（中島正之君）

挙手全員であります。よって、議案第 8 号は、原案のとおり認定されました。

<議案上程> 議案第 9 号

○議長（中島正之君）

日程第 5、議案第 9 号「平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第 3 号）」について、議題といたします。

<提案理由説明>

○議長（中島正之君）

ただいま議題といたしました議案について、提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

続きまして、議案第 9 号の「平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第 3 号）」は、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 7,136 万 9,000 円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、分担金及び負担金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業について公設民営の DB0 方式での入札手続きを行うために予算措置の必要があることから、地方自治法第 214 条の規定により、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（中島正之君）

事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

議案第 9 号の「平成 28 年度 天山地区共同環境組合一般会計補正予算（第 3 号）」について補足説明をさせていただきます。別紙の資料 5 の補正予算説明書でご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算は補正せず、歳入予算において、平成 27 年度決算の確定による第 6 款 繰越金で 126 万 1,000 円を増額し、その同額を第 1 款 分担金及び負担金の構成市負担金で減額しております。

次に、予算書の 3 ページをご覧ください。

今回の債務負担行為の補正につきましては、エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業の債務負担行為を追加補正するものです。

エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業につきましては、7 月 21 日に事業の実施方針（案）等を公表するとともに、見積提案書の募集を行い、見積提案者からのヒアリング等を行うなど、入札公告資料の作成を行って参りました。また、これまでに事業者選定審査委員会を 3 回開催し、その中身について協議を行っていただくとともに、見積書等を基に事業に係る予算の調整をして参りました。

本予算は、施設の建設・運営事業を公設民営の DB0 方式で実施することに伴う債務負担行為でありまして、期間は平成 29 年度から運営事業期間が終了する平成 51 年度までの約 22 年間で、限度額は施設の建設費と 20 年間の運営費の合計額 118 億 7,145 万 8,000 円であります。

予算書の 6 ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての当該年度以降の支出予定額等に関する調書をつけておりますので御覧ください。

財源といたしましては、特定財源が建設費に対する循環型社会形成推進交付金の 13 億 5,640 万円、一般財源として建設費と運営費を合わせて 105 億 1,505 万 8,000 円となっております。一般財源は構成市からの負担金であります。建設費については、それぞれの市において起債を充てることとされています。

今回の債務負担行為の補正につきましては、11 月上旬に予定しております入札公告における予算措置をさせていただくもので、入札公告以降入札手続きを進め、落札者の決定を平成 29 年 6 月上旬、契約の締結は平成 29 年 7 月下旬を予定しております。

そのため、今回の債務負担行為は設定年度である平成 28 年度内に契約締結しないため失効することになり、改めて平成 29 年度当初予算において債務負担行為を設定する必要があります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（中島正之君）

説明が終了いたしました。これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

7 番（北島文孝議員）。

○7 番（北島文孝君）

施設の建設費、それから運営費ということで約 118 億円の債務負担行為の設定ということでもありますけれども、この事業そのもので最終的にどのくらいの事業費になるのか。この他に必要経費として、大きなものでどういうものがあるのか。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

今回、債務負担行為額で計上いたしました数字は、予定価格として捉えております。この予定価格で公告いたしまして、それに基づいて業者の方から入札書により入札金額が計上されると思いますので、その額がどれくらいになるのかというのは、今のところ何とも言えない状況であります。それが一社だけの参加になるのか、複数業社の参加になるのかでも違ってきますので、今のところはっきりとした額については、組合でも把握できない状況であります。その他のところにつきましては、建設及び運営費につきましては、この金額を限度額とすることで考えておりますので、今のところ、それ以外の経費につきましては予定しておりません。

○議長（中島正之君）

7 番（北島文孝議員）。

○7 番（北島文孝君）

その他の経費については予定していないと言われるが、例えば、地域振興費等を含めて他

にどのような大きい費用があるのかを聞いているが。

○議長（中島正之君）

事務局長。

○事務局長（小池孝司君）

地域振興費につきましては、先日、構成市である小城市・多久市の協議により決まりました建設費の7.5%を基に計算されまして、組合の負担割合に基づきまして、地域振興費がそれぞれの市から負担されます。しかし、現在、組合を通して多久市の方に支出するのか、直接、多久市の方に支出するのかという具体的なところの協議が整っておりませんので、組合の歳入になるのかというのは、今のところ、はっきりしたところではございません。

○議長（中島正之君）

管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

ご心配は経年的に継続して、そういった費用が発生するのではないかという御懸念かと思いますが、今回は地元とも密な協議をさせていただきましたので、合意した内容で申し上げますと、建設に伴う時期に地域振興対策を行いますけれども、その後については特段やる必要がないという状況で協議をし、合意しておりますので、特に御懸念の件は、大きくは発生しないと見込んでおります。また、全体の建設費につきましても入札額によっては落ちてきますので、その分、節減が図れば、お互い両市にとりましても、組合にとりましても有り難いことだと思っております。

○議長（中島正之君）

7番（北島文孝議員）。

○7番（北島文孝君）

管理者の方からしっかりとした答弁をいただきましたけども実はこの問題は、先月21日に小城市議会勉強会で説明があり、その辺の確認をしっかりとしておいて欲しいというようなご指示がありましたので、ちょっと議事と関係ありませんでしたが。再度確認しますが、入札により変わるでしょうが、だいたい建設事業費が60億円程度で、その7.5%ということで4.5億円を小城市と多久市が通常の按分によって負担するというので、他市等の事例からも期間中に地域振興費を色々と追加してやることもないということで聞いておりますが、それでよろしいですか。

○議長（中島正之君）

管理者。

○管理者（横尾俊彦君）

はい、そのようでございます。

○議長（中島正之君）

ほかに質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終わります。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号を可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（中島正之君）

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島正之君）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会におきまして、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○議長（中島正之君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成28年第2回天山地区共同環境組合議会定例会を閉会いたします。

今日は、皆さん本当に御苦労さまでございました。

午前10時30分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

平成 28 年 10 月 27 日

天山地区共同環境組合

議 長 中 島 正 之

署名議員 北 島 文 孝

署名議員 野 北 悟